

第 1 号 議案

久留米市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 月 2 9 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市社会教育委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項により、
下記の者を久留米市社会教育委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
家庭教育関係者	<small>いなます</small> 稲益 <small>ひでこ</small> 英子	久留米市民生委員児童委員協議会	令和3年2月 1日から 令和5年1月31日まで

久留米市社会教育委員新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿 (R3. 2. 1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
学校教育関係者	さかい まゆみ 堺 麻由美	久留米市小学校長会	さかい まゆみ 堺 麻由美	久留米市小学校長会
社会教育関係者	ふかやま かずよし 深山 和義	久留米市校区まちづ くり連絡協議会	ふかやま かずよし 深山 和義	久留米市校区まちづ くり連絡協議会
	たかみや りゅうじ 高宮 隆二	久留米市子ども会 連合会	たかみや りゅうじ 高宮 隆二	久留米市子ども会 連合会
	ながまつ ちえ 永松 千枝	久留米市女性の会 婦人会連絡協議会	ながまつ ちえ 永松 千枝	久留米市女性の会 婦人会連絡協議会
	うちだ あきこ 内田 明子	久留米市小・中学校 PTA 連絡協議会	うちだ あきこ 内田 明子	久留米市小・中学校 PTA 連絡協議会
	きたろう みつよし 佐藤 光義	久留米市体育協会	きたろう みつよし 佐藤 光義	久留米市体育協会
家庭教育関係者	いぬます ひでこ 稲益 英子	久留米市民生委員 児童委員協議会	◎いぬます ひでこ ◎稲益 英子	久留米市民生委員 児童委員協議会
学識経験者	なじま じょうじ 南島 成司	久留米市議会議員	なじま じょうじ 南島 成司	久留米市議会議員
	えむら りな 江村 理奈	久留米大学	えむら りな 江村 理奈	久留米大学
	しいやま かつみ 椎山 克己	久留米信愛短期大学	しいやま かつみ 椎山 克己	久留米信愛短期大学

◎新規委嘱対象者（任期 令和3年2月1日～令和5年1月31日）

なお、他の委員の任期は、令和2年12月1日～令和4年11月30日。

○社会教育法（抜粋）

（昭和二十四年六月十日）

（法律第二百七号）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○久留米市社会教育委員条例（抜粋）

昭和 36 年 4 月 1 日

久留米市条例第 11 号

（目的及び設置）

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条の規定により、社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（定数）

第 2 条 委員の定数は、10 人以内とする。

（委員）

第 3 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 2 号 議 案

久留米市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 月 2 9 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 7 条の 4 の規定により、共同学校事務室を設置するため、久留米市立小中学校等管理規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則

久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第16条の2の見出しを「（共同学校事務室）」に改め、同条第1項中「学校事務の共同実施を行うことができる」を「別に定める小学校、中学校及び特別支援学校に、共同学校事務室（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4第1項の共同学校事務室をいう。以下同じ。）を置く」に改め、同条第2項中「学校事務の共同実施」を「この規則に定めるもののほか、共同学校事務室の組織、運営、業務等」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。
- 3 室長は、共同学校事務室の室務を総括する。
- 4 室長は、共同学校事務室がその事務を共同処理する学校（以下「対象学校」という。）の事務職員をもって充てるものとし、教育委員会が命ずる。ただし、当該事務職員をもって室長に命ずることが困難であるときその他特別の事情があるときは、当該事務職員以外のうちから、命ずることができる。
- 5 共同学校事務室の所掌する事務は、次のとおりとする。
 - (1) 対象学校において購入する物品、提供を受ける役務等に係る市費の執行に関する事務
 - (2) 対象学校の教職員の給与及び旅費の支給に関する事務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、対象学校の運営の状況又は当該対象学校の所在する地域の状況に照らして、共同学校事務室において共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして教育委員会が定める事務

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年教育委員会規則第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(学校事務共同実施)</p> <p>第16条の2 教育委員会は、学校における事務処理体制の整備、事務の高度化及び効率化並びに学校運営に関する支援を行うため、学校事務の共同実施を行うことができる。</p> <p>2 学校事務の共同実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p><u>(共同学校事務室)</u></p> <p>第16条の2 教育委員会は、学校における事務処理体制の整備、事務の高度化及び効率化並びに学校運営に関する支援を行うため、<u>別に定める小学校、中学校及び特別支援学校に、共同学校事務室（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4第1項の共同学校事務室をいう。以下同じ。）を置く。</u></p> <p><u>2 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。</u></p> <p><u>3 室長は、共同学校事務室の室務を総括する。</u></p> <p><u>4 室長は、共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもって充てるものとし、教育委員会が命ずる。ただし、当該事務職員をもって室長に命ずることが困難であるときその他特別の事情があるときは、当該事務職員以外のうちから、命ずることができる。</u></p> <p><u>5 共同学校事務室の所掌する事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校（以下「対象学校」という。）において購入する物品や受ける役務等に係る市費の執行に関する事務</u></p> <p>(2) <u>対象学校の教職員の給与及び旅費の支給に関する事務</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、対象学校の運営の状況又は当該対象学校の所在する地域の状況に照らして、共同学校事務室において共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして教育委員会が定める事務</u></p> <p>6 <u>この規則に定めるもののほか、共同学校事務室の組織、運営及び業務等</u>に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

昭和三十一年法律第百六十二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第四章 教育機関

第三節 共同学校事務室

第四十七条の四 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務（学校教育法第三十七条第十四項（同法第二十八条、第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。）を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができる。

2 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。

3 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。

4 共同学校事務室の室長及び職員は、第一項の規定による指定を受けた学校であつて、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもつて充てる。ただし、当該事務職員をもつて室長に充てることが困難であるときその他特別の事情があるときは、当該事務職員以外の者をもつて室長に充てることができる。

5 前三項に定めるもののほか、共同学校事務室の室長及び職員に関し必要な事項は、政令で定める。

昭和三十一年政令第二百二十一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（抜粋）

第三章の二 共同学校事務室

（法第四十七条の四第一項の政令で定める事務）

第七条の二 法第四十七条の四第一項の政令で定める事務は、次に掲げるものとする。

一 当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校（以下「対象学校」という。）において使用する教材、教具その他の備品の共同購入に関する事務

二 対象学校の教職員の給与及び旅費の支給に関する事務

三 前二号に掲げるもののほか、対象学校の運営の状況又は当該対象学校の所在する地域の状況に照らして、共同学校事務室において共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして教育委員会規則で定める事務

（共同学校事務室の室長及び職員）

第七条の三 市町村の教育委員会は、法第四十七条の四第四項の規定により共同学校事務室の室長及び職員に対象学校の事務職員をもつて充てようとする場合において、当該事務職員が県費負担教職員であるときは、その任命権者の同意を得なければならない。同項ただし書に規定する場合において、当該事務職員以外の者をもつて室長に充てる時も、同様とする。

「学校事務の共同実施」から「共同学校事務室」の制度化について

1 制度の概要

(1) 法的な背景

①学校事務の共同実施～中央教育審議会答申～（平成 10 年）

学校事務の効率化等のため、拠点校に共同実施組織を置き、複数校の事務職員が定期的に集まって共同で事務処理を行う方式等を検討すべきとの提言。

②事務職員の職務規定の変更～学校教育法改正～（平成 29 年）

「事務に従事する」→「事務をつかさどる」（第 37 条）

学校における唯一の総務・財務等の専門職である事務職員の職務を見直すことにより、教職員との適切な連携の下、専門性を生かして学校事務を一定の責任をもって処理し、より主体的・積極的に校務に参画することを目指すもの。

③共同学校事務室の制度化

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正（平成 29 年）

教育委員会は、規則に基づき、複数の学校事務を共同処理する「共同学校事務室」を設置することができ、室長及び必要な職員を置くと規定された。（第 47 条の 4）

・福岡県教育委員会「福岡県小・中・特別支援学校共同学校事務室設置要綱の制定について」通知（平成 31 年 3 月 25 日）

市町村の状況に応じて共同学校事務室の設置へ向けた検討を行うよう依頼するもの。

(2) 「共同学校事務室」の期待される役割

組織を法的に位置づけることで、組織や組織の長の役割が明確化される

- ①事務職員へ組織的な権限が付与されることで、責任ある事務処理体制の改善を行い、学校の総務・財政事務の軽減・効率的な学校運営が図られる
- ②事務職員の職務を見直すことで、事務職員が学校運営に積極的に参画し、教育目標に沿った事務室経営に取り組み、教育活動への支援につなげる
- ③市教育委員会と一体的に事務の組織化を推進し、教育行政の更なる効果的な実施と地域の特徴や実態に応じた学校の自主性・自立性の確立を図る

2 久留米市における制度化

(1) 久留米市の現状

平成 22 年度から「学校事務の共同実施」が本格的に実施されており、中学校区を基本とした 10 グループが月 2 回拠点校に集まり、グループの中心的役割を担う共同実施主任を核に共同で教職員給与や旅費、学級編成等の事務を行っている。

これまで、財務や各種手当等の処理についての情報共有や各種事務の教職員への情報提供等が行われ、「組織的な事務処理体制の効率化」、「学校運営への参画推進と教育活動への支援」が一定図られてきた。

(2) 「共同事務室」設置後の姿

自主的な運用で行われてきた「学校事務の共同実施」が、規則の改正により法的根拠をもち、事務室長の権限が明確化されることになる。これにより、今後、市教育委員会と一体的に学校事務の更なる適正化及び効率化を推進し、地域の特徴や実態に応じた学校の自主性・自立性の確立を図る。

令和2年度久留米市学校事務の共同実施組織

★拠点校

グループ	学校名
①諏訪中・櫛原中 グループ	西国分小学校
	日吉小学校
	★南薫小学校
	金丸小学校
	櫛原中学校
	諏訪中学校
②城南中 グループ	篠山小学校
	京町小学校
	長門石小学校
	小森野小学校
	★城南中学校
③江南中・筑邦西中 グループ	荘島小学校
	鳥飼小学校
	安武小学校
	大善寺小学校
	★津福小学校
	江南中学校
筑邦西中学校	
④高牟礼中・明星中 グループ	東国分小学校
	高良内小学校
	青峰小学校
	★明星中学校
	高牟礼中学校
⑤良山中・屏水中 グループ	御井小学校
	合川小学校
	山川小学校
	山本小学校
	草野小学校
	善導寺小学校
	大橋小学校
	良山中学校
	★屏水中学校

グループ	学校名
⑥牟田山中 ・青陵中 ・久留米特別支援学 校グループ	南小学校
	上津小学校
	牟田山中学校
	青陵中学校
	★久留米特別支援学校
⑦田主丸中 グループ	船越小学校
	水縄小学校
	田主丸小学校
	水分小学校
	竹野小学校
	川会小学校
	柴刈小学校
★田主丸中学校	
⑧宮ノ陣中 ・北野中 グループ	宮ノ陣小学校
	弓削小学校
	★北野小学校
	大城小学校
	金島小学校
	宮ノ陣中学校
北野中学校	
⑨城島中 グループ	城島小学校
	下田小学校
	江上小学校
	青木小学校
	★城島中学校
⑩荒木中 ・三瀧中 グループ	荒木小学校
	西牟田小学校
	犬塚小学校
	三瀧小学校
	荒木中学校
	★三瀧中学校

第 3 号 議 案

久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員の任命又は委嘱に
ついて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 月 2 9 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会規程（昭和29年久留米市教育委員会規程第3号）第4条及び第5条により、下記の者を久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
学識経験者	たずみ かずや 田住 和也	久留米市議会（議員）	令和3年2月1日 ～ 令和5年1月31日
	さかい たいちろう 堺 太一郎	久留米市議会（議員）	
	くらとみ ゆきこ 倉富 由季子	久留米市小・中学校PTA連合協議会 （家庭教育委員会1ブロック長）	
	☆もとむら みきこ ☆本村 美紀子	久留米市立久留米商業高等学校 P T A （副会長）	
教育職員	☆まえだ のぶこ ☆前田 信子	久留米市立安武小学校（校長）	
	☆もとむら まさお ☆本村 政夫	久留米市立牟田山中学校（校長）	
	きとう ひろみ 佐藤 裕美	福岡県教職員組合久留米支部 （書記長）	

☆は新任委員

久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿	
	氏名	所属(役職)	氏名	所属(役職)
学識経験者	◎ ^{たずみ かずや} 田住 和也	久留米市議会(議員)	^{たずみ かずや} 田住 和也	久留米市議会(議員)
	^{きかい たいちろう} 塚 太一郎	久留米市議会(議員)	^{きかい たいちろう} 塚 太一郎	久留米市議会(議員)
	^{くらとみ ゆきこ} 倉富 由季子	久留米市小・中学校PTA連合協議会 (家庭教育委員会1ブロック長)	^{くらとみ ゆきこ} 倉富 由季子	久留米市小・中学校PTA連合協議会 (家庭教育委員会1ブロック長)
	^{くらなり ありさ} 倉成 亜梨沙	久留米市立南筑高等学校PTA (副会長)	☆ ^{もとむら みきこ} 本村 美紀子	久留米市立久留米商業高等学校PTA (副会長)
教育職員	^{あなみ れいこ} 穴見 玲子	久留米市立小森野小学校(校長)	☆ ^{まえだ のぶこ} 前田 信子	久留米市立安武小学校(校長)
	^{しまばら あつし} 島原 敦	久留米市立城南中学校(校長)	☆ ^{もとむら まさお} 本村 政夫	久留米市立牟田山中学校(校長)
	^{さとう ひろみ} 佐藤 裕美	福岡県教職員組合久留米支部 (書記長)	^{さとう ひろみ} 佐藤 裕美	福岡県教職員組合久留米支部 (書記長)

◎は委員長 ☆は新任委員

○久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会規程（抜粋）

（所管事務）

第2条 委員会は、久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ教育職員の表彰および懲戒に関する事項について調査審議し、およびこれらのことについて教育委員会に意見を具申する。

（組織）

第3条 委員会は、委員7人をもって組織する。

（昭44教規程4・一部改正）

（委員）

第4条 委員会の委員は、教育職員のうちから3人、学識経験者のうちから4人を教育委員会が任命または委嘱する。

2 教育委員会は、必要に応じ臨時委員を任命または委嘱することができる。

（昭43教規程1・一部改正）

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は教育委員会が任命または委嘱する期間とする。

教育委員会後援事業等に関する報告

R2.12.10からR3.1.7受付分まで
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和3年2月21日(日) 9:00～16:00	少林寺拳法演武祭2021in久留米	福岡県少林寺拳法連盟	久留米総合スポーツセンター体育館	後援★	体育スポーツ課
2	令和3年8月13日(金) 13:00～17:00 令和3年8月15日(日) 8:00～16:30	第15回 全国中学生少林寺拳法大会	福岡県少林寺拳法連盟	久留米総合スポーツセンター体育館	後援★	体育スポーツ課
3	令和3年2月21日(日) 13:30～15:50	子どもの権利から考える・不登校セミナー	ダンデライオン 不登校ひきこもりを考える親の会	みんくる(セミナー室1・2)	後援★	学校教育課
4	令和3年2月13日(土) 10:00～12:00	第45回教育講演会「あのね…」	福岡県教職員組合久留米支部	石橋文化センター共同ホール	後援	生涯学習推進課
5	R3年2月21日(日) 13:00～16:00	第5回定期演奏会	久留米市民ギター室内合奏団 夢弦	えーるピア久留米視聴覚ホール	後援	生涯学習推進課
6	2021年3月14日(日) 9:30～17:30	3月例会「春だ！JC親子運動会！～大切な人に感謝を伝えよう！～」	一般社団法人 久留米青年会議所	えーるピア久留米 体育館	後援	生涯学習推進課
7	R3年3月21日(日) 13:30～16:30	人形劇であそぼ！～人形つくって・みて・あそぼ	特定非営利活動法人舞台アート工房・劇列車	朝倉市総合市民センター(ピーポット甘木)中ホールおよび第4・第5学習室	後援	生涯学習推進課
8	令和3年3月10日(水)～14日(日)、17日(水)～21日(日)	「子どもの潜在能力を引き出す脳科学」講座	一般財団法人日本リーダ育成推進協会	オンライン	後援★	学校教育課

久留米市立小・中・高・特別支援学校等の令和2年度卒業式 及び令和3年度入学式について

1 入学式の期日について

令和3年度の久留米市立小・中・高・特別支援学校等の入学式の期日は以下のとおりです。

年	月日	曜日	学校名等
令和3年	4月 7日	水	南筑高等学校 久留米商業高等学校 三井中央高等学校
	4月 8日	木	中学校
	4月 9日	金	小学校
	4月12日	月	久留米特別支援学校 (小学部・中学部・高等部)

2 式典について

現在の新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、令和2年度卒業式及び令和3年度入学式の式典は、時間短縮・規模縮小で実施しますので、来賓へのご案内は控えさせていただきます。

なお、高校の入学式については検討中です。

<参考：令和2年度卒業式の日程>

令和3年3月 1日(月) 南筑高等学校・三井中央高等学校
 " 3月 3日(水) 久留米商業高等学校
 " 3月 5日(金) 久留米特別支援学校(高等部)
 " 3月12日(金) 久留米特別支援学校(小学部・中学部)
 " 3月13日(土) 中学校
 " 3月17日(水) 小学校



1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



14



17



15



16



18



19



20



21



22



23



24



25



26



27



28

主催 公益財団法人有馬記念館保存会

会場 有馬記念館 2階資料展示室
(福岡県指定史跡久留米城跡内)

休館日

毎週火曜日(祝祭日と重なる場合は翌平日)

開館時間

午前10時~午後5時(入館は午後4時30分まで)

2021年
2月6日(土) — 3月31日(水)

人形くし、
春づくし

有馬記念館

Arima Memorial Museum



ありまとようじ
2021年、有馬豊氏が久留米藩21万石の藩主として、初めて久留米城に入ってから400年を迎えます。



久留米の春

江戸時代を通しておよそ250年間、久留米藩21万石を治めた大名有馬家。初代藩主・有馬豊氏とよひが初めて久留米城に入ってから、2021年で400年の節目を迎えます。本展では、象牙や銀などの贅沢な素材で精巧につくられた、有馬家伝来の人形や調度品を一堂に公開します。雛人形をはじめとする極小の人形たちは、表情豊かで生命感にあふれ、大名家にふさわしく華やかにつくられた調度品はまさに「春爛漫」。また、久留米が生んだ偉大な発明家、田中久重の手による貴重なからくり人形「弓曳き童子」「文字書き人形」や、味わい深い郷土玩具が揃う小野コレクションも紹介します。個性あふれる人形たちの競演をお楽しみください。



- 【作品名】裏面
- 1 文字書き人形 久留米市教育委員会蔵
 - 2 束帯雛 有馬家蔵
 - 3 奈良人形(立雛) 有馬家蔵
 - 4 三つ折れ人形 有馬家蔵
 - 5 御所人形(鶴抱き) 有馬家蔵
 - 6 彩色人形(船遊雛) 有馬家蔵
 - 7 象牙人形(二兎) 有馬家蔵
 - 8 磁器人形(福祿寿) 有馬家蔵
 - 8 象牙人形(亀乗り)
 - 9 象牙人形(雀踊り)
 - 10 磁器人形(お多福)
 - 11 磁器人形(福助)
 - 12 磁器人形(唐団扇持ち)
 - 13 磁器人形 楽奏(琵琶)
 - 14 磁器人形 楽奏
 - 15 磁器人形 お客人形(神)
 - 16 磁器人形(猫)
 - 17 貝合わせ雛
 - 18 磁器人形(唐子)
 - 19 銀製雛調度 蟹
 - 20 銀製雛調度 金魚
 - 21 賀茂人形 安宅(義経)
 - 22 賀茂人形 安宅(弁慶)
 - 23 賀茂人形 七福神(大黒天)
 - 24 賀茂人形(比丘尼)
 - 25 木目込人形(道成寺)
 - 26 木目込人形(お染)
 - 27 御所人形
 - 28 御所人形(鳥兜被り)
- 以上、有馬家蔵

公益財団法人有馬記念館保存会

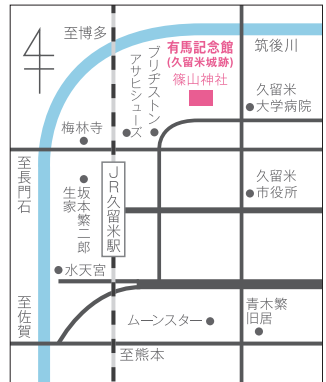
〒830-0021 福岡県久留米市篠山町444 TEL/FAX.0942-39-8485
<http://www.arimakinenkan.or.jp>

- 本企画展に関する情報に変更がありました場合には、当館ホームページ、フェイスブックによりお知らせいたします。
- 当館ホームページに、「久留米入城400年特集ページ」を開設しました。

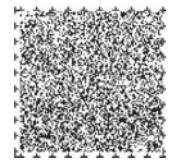


入館料 一般210円(150円)／高校生以下 無料

※()内は15名以上の団体料金
 ※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けている方及びその介護者1名は無料(受付で手帳をご提示ください)
 ※上下階の移動には、車椅子対応のエレベーターがございます。
 ※1階の多目的トイレは、車椅子でもご利用いただけます。



- JR久留米駅から 徒歩約15分
- 西鉄バス (系統番号8番) 乗車、「大学病院」下車、徒歩約5分
- 九州自動車道 「久留米インター」から 国道210号を JR久留米駅を目指して西進、車で約20分



音声コード
 Uni-Voiceコード対応の携帯電話やスマートフォンで展示会についてご案内

令和2年度

むかしのくらし展

「着る・食べる・住まう」

令和3年1月23日(土)
～3月21日(日)

入場無料

開館時間 午前10時～午後6時

休館日 毎週水曜日・第4木曜日

会場 六ツ門図書館展示コーナー
(くるめりあ六ツ門5階)

主催 久留米市、久留米市教育委員会

● 六ツ門図書館展示コーナー ●

〒830-0031 福岡県久留米市六ツ門町3-11
TEL 0942-27-9281 FAX 0942-27-7281

今回の「むかしのくらし展」は、「着る・食べる・住まう」をテーマに、戦中から戦後の復興期、そして現代にいたる久留米のあゆみを、服飾品や生活用品、写真などを通じてたどります。



ろうそくランプ

住

衣



地下足袋人形

食



三段式アルミ弁当箱

○会場へのアクセス



- ・JRをご利用の方／JR久留米駅から徒歩約15分
- ・西鉄電車をご利用の方／西鉄久留米駅から徒歩約10分
- ・西鉄バスをご利用の方／バス停「六ツ門」から徒歩約2分
- ・駐車場／くるめりあ六ツ門地下駐車場、トラストパーク六ツ門駐車場をご利用の場合は、2時間の無料サービスがあります。駐車券を六ツ門図書館展示コーナー受付カウンターにお持ちいただいた後、くるめりあ六ツ門1階受付で無料手続きを行ってください。2時間を超えると別途料金がかかります。



学校給食の牛乳容器の変更と処分について

1 学校給食の牛乳

学校給食の牛乳は、昭和21年に脱脂粉乳を水で溶いたものの提供から始まり、昭和33年から牛乳が出されるようになりました。

牛乳は、成長期の子どもたちに不可欠なカルシウムを効率的に取ることができる食品として、国内の酪農業との連携のもと、給食に安定して供給する仕組みが整えられています。

2 現在の状況

(調達先) 雪印メグミルク株式会社

(容量) 200cc

(容器) ガラス瓶

(提供学校) 小・中・特別支援学校 64校

(提供本数) 1日当たり 28,315本 [R2.5.1現在]



3 容器の変更

① 令和元年12月に、事業者より牛乳容器のビンから紙パックへの変更を検討している旨の連絡があり、市教育委員会では、リユースの観点からその後もビンの継続を強く要望しました。

しかし、令和2年夏に、令和3年4月から牛乳容器を紙パックへ変更して提供する旨の通知がありました。

変更理由

小型ビンの製造ラインが老朽化しており、安定供給に支障をきたす恐れがあるほか、採算上設備の更新ができないため、製造ラインの稼働を休止します。

② 県内において、ビンで納入する他の製造業者に対し、本市への供給が可能かどうか打診しましたが、飲用本数の規模が大きく、供給は困難であるとの回答がありました。

そのため、令和3年度の1学期より、学校給食の牛乳を紙パックで提供致します。



4 紙パックの処理

紙パックの処理については、市環境部とも協議のうえ、次の事由から焼却処分します。

事由

① 紙パックの回収を委託する場合、委託料が年間約1,900万円かかります。

② 本市の一般家庭から排出される牛乳紙パックのリサイクルは500cc以上に限定されており、200ccは「燃やせるゴミ」として取り扱われています。

③ 紙パックを切り開いて、水ですすぎ、乾燥させる等の作業が新たに発生します。

5 参考

- (1) 牛乳をビンで提供していた県内の自治体
久留米市・朝倉市・筑後市・八女市・うきは市・小郡市・広川町・大木町・筑前町・
須恵町・篠栗町・東峰村（12 団体）

- (2) 上記を受けて、牛乳容器を紙パックへ切り替える自治体
上記の全団体

- (3) 上記団体の紙パックの処理
焼却処分（筑前町を除く）となります。

新型コロナウイルス感染症の感染発生に伴う報道発表について

1 趣旨

市立学校の児童生徒又は教職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の報道発表について、現在の状況等を踏まえ、次のとおりとします。

2 公表するケース

- ① 児童生徒・教職員にかかわらず、感染者の発生に伴い、学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休校をする時
- ② 学校でクラスター（感染者5人以上のとき）が発生した時

3 公表する内容

- ① 校種・性別・人数・消毒の有無等を公表し、学校名・学年・学級・部活動など個人が特定し得る情報は、原則として公表しません。
（例）市立小学校等
男子児童1人
消毒は既に実施しました。
- ② 学校でクラスターが発生した場合に限り、①に加えて学校名を公表します。

ほごしゃ
保護者のみなさまへ

しんがた かんせんしょう
新型コロナウイルス感染症についてのお知らせ

がっこう かてい ちいき いったい かくだい ふせ さべつ
学校・家庭・地域が一体となって感染拡大を防ぎましょう！ 差別やいじめを防ぎましょう！

ねが
お願い

1 まいあさ けんおん けんこうかんさつ
毎朝の検温など、お子さんの健康観察をお願いします。
かぞく かんせんよぼう
ご家族の方も感染予防をお願いします。



2 お子さんや同居のご家族に、発熱や咳など風邪の症状がある場合は、
とうこう
登校させないでください。
おさ しゅっせきていし けっせき あつか
発熱など風邪の症状が治まるまでは『出席停止』となり『欠席』扱い
にはなりません。

* 発熱などの症状があり、ご心配な方は、かかりつけ医や久留米市新型コロナウイルス
しんぱい くるめし
相談センター（TEL 30-9335）へ電話でご相談ください。
そうだん でんわ

3 お子さんや同居のご家族が、新型コロナウイルスへの感染を確認する
かくにん
PCR検査や抗原検査などを受けることになった時は、必ず学校に連絡
けんさ こうげん う とき かなら れんらく
してください。

4 感染者を特定しようとする行動や SNS への書き込みなど、感染者や
とくてい こうどう か こ
接触者とその家族等に対する差別や偏見、いじめにつながる行動は絶対
せつしよくしゃ たい へんけん ぜったい
にしないようお願いします。

うらめん
(裏面をごらんください)

感染検査時の出席停止

お子さんや同居のご家族がPCR検査等を受ける時は、登校できない場合があります。その場合は『出席停止』となり『欠席』扱いにはなりません。詳細は表をごらんください。

お子さん本人が感染した時の出席停止期間は、保健所の指示に従ってください

検査対象	検査理由	登校	出席停止の期間
本人	濃厚接触者として検査を受ける場合	×	感染をした人と接触した日の翌日から14日間 検査結果が陰性でも14日間は出席停止です
同居家族			検査を受けることになった時から、検査結果で陰性が判明するまで
本人	学校や習い事、勤務先で感染者が確認され、濃厚接触者ではないが、保健所の指示により検査を受ける場合	×	検査を受けることになった時から、検査結果で陰性が判明するまで
同居家族			
本人	学校や習い事、勤務先で感染者が確認され、濃厚接触者ではないが、自分や勤務先の判断により検査を受ける場合	×	検査を受けることになった時から、検査結果で陰性が判明するまで
同居家族			○ 登校できます
本人	発熱やせきなどの症状があり、病院で検査を受ける場合	×	検査を受けることになった時から、検査結果で陰性が判明するまで
同居家族			
本人	発熱やせきなどの症状がなく、COCOA（接触確認アプリ）の通知を受けて、検査を受ける場合	×	検査を受けることになった時から、検査結果で陰性が判明するまで
同居家族			○ 登校できます
本人	発熱やせきなどの症状がなく、勤務先や自分の判断で検査を受ける場合（定期検査など）	○	登校できます
同居家族			
本人	発熱やせきなどの症状がなく、病気のけがで入院するために、検査を受ける場合	○	登校できます
同居家族			

感染確認時の学校の対応

学校関係者（児童生徒や教職員など）の感染が確認された時は、保健所が、学校内の感染拡大の可能性について調査します。

調査の結果、多くの学校関係者にPCR検査が必要と判断された場合等は、学級閉鎖や学年閉鎖、臨時休校とすることがあります。その際は、保護者のみなさまへ適宜お知らせします。

新型コロナウイルスへの感染を防ぐため、ご協力をお願いします

本校では、感染の拡大防止のため「毎朝の体温測定」「こまめな教室の換気・手洗いの励行・水分の補給」などに、学校あげて取り組んでいます。

つきましては、次の取組にご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

学校長

学校関係者以外の方の校内への立入りはご遠慮ください

児童生徒・保護者・教職員・学校関係者以外の方が校内へ立入ることは、原則として禁止します。

特に、次に該当する方は、対応できません。

- ① ご自身に、かぜの症状がある 又は 発熱している。
- ② 同居のご家族等に、かぜの症状がある 又は 発熱している。
- ③ ご自身や同居のご家族等が新型コロナウイルスへの感染を確認するPCR検査や抗原検査等を受けることになった、又は受けている。
- ④ その他、ご自身の体調がすぐれない場合

来校者への対応は、極力部屋の外で行わせていただきます

感染を防止するため、誠に恐れ入りますが、廊下や玄関など、極力部屋の外で対応させていただきます。

久留米市教育委員会・〇〇学校

各校長 様

教育長 井上 謙介
(教育部総務)

緊急事態宣言を踏まえた対応について（通知）

令和3年1月14日より福岡県に緊急事態宣言が発令されたことを踏まえた久留米市立学校の対応について、次のとおり通知します。

本件担当	[市外局番 0942]
I 現在の状況	
1～3 総務	30-9213
II 緊急事態宣言を受けての対応	
1 総務	30-9213
2～3 学校教育課指導チーム（学校活動に関すること）	30-9217
学校保健課（感染対策に関すること）	30-9273
教育ICT推進課（ICTに関すること）	36-9770
4 学校教育課人権・同和教育チーム	30-9219
5 教育センター（会議・研修に関すること）	30-9777
教育ICT推進課（ICTに関すること）	36-9770
6～7 教職員課	30-9215
8 学校保健課	30-9273

I 現在の状況

1 総括

このたびの第三波では、PCR検査を受ける児童生徒・教職員・同居の家族等が毎日のように出現しており、家庭内の感染も見られるなど、これまでにない感染拡大の様相を呈しています。

2 感染者の発生に伴う対応

(1) 濃厚接触者等の調査対象期間

感染者が発生した場合に、その後の保健所による濃厚接触者等の判定は、次の期間を対象に行われます。

区分	調査対象期間
発症あり	発症日前2日以降
発症なし	検査日前2日以降

(2) 濃厚接触者等の判定要素

① 濃厚接触者等の判定では、学校における普段の感染対策（3密回避・マスク着用・換気や消毒の実施状況・給食時の静粛性とスクールポジション等）が判定要素に含まれており、陽性・陰性の結果にも反映しています。

② 保健所の調査においては、学校から「学級や職員室の座席表」「時間割」「学級名簿」「教室の配置図」等を提出し、濃厚接触者等の判定材料にする場合がありますので、ご協力をお願いします。

(3) 濃厚接触者等と判定された場合の影響

保健所の判定により「濃厚接触者」「濃厚接触者ではない接触者」「非接触者」に分かれ、非接触者以外は下表のとおり学校活動にも影響を及ぼします。

区分	内容
濃厚接触者	検査の結果が陰性であっても「陽性者との最終接触日の翌日から14日間」は登校・出勤ができません。
濃厚接触者ではない接触者	検査の結果が陰性となるまでの間は、登校・出勤ができません。

(4) 検査から結果判明まで

- ① 「濃厚接触者」「濃厚接触者ではない接触者」と判定された場合は、原則ドライブスルー方式によるPCR検査を受けることとなります。検査会場までは、公共交通機関の利用ができないため、保護者の運転による自家用車等での来場が基本となります。
- ② 保健所から学校に対し「検査を受ける医療機関」「検査を受ける時間帯」が提示されます。
- ③ 学校は、検査対象となった保護者に対し、お子さんが検査を受ける必要があることを伝え、上記②の情報を連絡するとともに、保護者から次の情報を聞き取って、保健所に回答します。
「検査会場に来る自家用車等の車種・色・ナンバー」
「保護者の携帯電話番号」
- ④ 検査結果の判明に至るまでの期間は、事例によって異なる場合がありますが、一般的に2～3日を要しています。

(5) その他の保護者への周知

- ① 非接触者である全ての児童生徒の保護者に対しては、下記3(2)①に該当する場合に、学校から安全安心メール等を用いて感染者の発生等を通知します。なお、これにかかわらず、校長の判断で通知することも可能です。
- ② 通知には「保健所との協議等を行い、検査の必要な生徒については、既に連絡している」旨を可能な限り盛り込むようにします。
また、感染者を特定しようとする行動やSNSへの書き込みなど、偏見や差別につながる行動は絶対にしないように依頼する旨を明記します。
(雛型を市教育委員会より提供します)

3 報道発表等

(1) 保健所による発表

- ① 感染者の居住地が久留米市の場合は久留米市保健所が、久留米市外の場合は当地を管轄する福岡県等が発表します。ただし、市外居住者であっても市内の医療機関で検査を受けた場合は、市保健所が発表します。
- ② 午後2時までに結果が判明したものは同日午後6時に発表され、午後2時以降に結果が判明したものは翌日午後6時に発表されます。なお、クラスター（感染者5人以上）が発生した場合はこの限りではありません。

(2) 市教育委員会による発表

① 次の場合には、市保健所の発表に併せて、市教育委員会から発表します。

ア 児童生徒・教職員・学校関係者にかかわらず、感染者の発生に伴い学級閉鎖、学年閉鎖もしくは臨時休校をする時

イ 学校でクラスターが発生した時

② 発表内容は、校種・性別・児童生徒の別・人数・消毒の有無・学級閉鎖等の状況などであり、学校名・学年・学級・部活動など個人が特定し得る情報は、原則として公表しません。

II 緊急事態宣言を受けての対応

1 基本方針

久留米市立学校では、文科省通知も踏まえ、学校におけるこれまでの感染状況等を考慮し、子どもの学びの保障や心身への影響の観点から、緊急事態宣言を受けての一斉の臨時休校は行いません。

2 感染対策

(1) 対策の徹底

次の通知等を参考にしながら、感染対策の徹底をお願いします。

*** 文科省通知（令和3年1月8日付2文科初第1462号）**

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（1月定例校長会で配布）

*** 文科省通知**

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
(2020.12.3 ver.5)

*** 福岡県教育委員会通知（令和3年1月13日付2教総第2053号）**

福岡県における緊急事態宣言を受けた対応について

(2) 登校・勤務の自粛

同居する家族等による家庭内感染の事例が目立っています。「自分や同居する家族等に風邪の症状がある又は発熱している」「同居する家族等がPCR検査や抗原検査を受けることになった又は受けている」場合は、登校・勤務を控えるよう継続的に周知してください。

(3) 学校活動・学校行事の見直し

上記(1)の通知等のおおりに、感染リスクの高い学校活動（近距離での大きな発声や身体的接触を伴うもの）は行わないようにしてください。

これまでの濃厚接触者等の判定では、マスク着用や換気の有無のほか「大声で飛沫を飛ばすような活動だったかどうか」「飛沫を浴びるような位置関係であったかどうか」等が考慮されています。

(4) 対外活動等の自粛

感染者が発生した場合に、その影響範囲が格段に広がることから、異なる学校間や学年間等で人が集まるような学校行事は自粛するか、感染対策を徹底したうえで、できる限り少人数・短時間で行うようにしてください。

(5) 感染対策用品の活用

年度末までの時間が限られていますが、感染症対策・学習保障等に係る学校配当を有効に活用し、感染対策用品の積極的な購入をご検討ください。なお、次のような感染対策用品の活用が見られています。

* 二酸化炭素モニター

福岡市では、教室の空気濃度の測定とそれに基づく換気の徹底を行っています。(画像は製品の一例です)



* デスク間の仕切り

教職員の濃厚接触者等の判定では「昼食時や職員室でのやり取りの際の位置が対面だったかどうか」「対面の場合は、仕切り等で遮られていたかどうか」等が考慮されています。(画像は一例であり、既製品も販売されています)



3 学びを止めない学習保障の取組の実施

児童生徒が濃厚接触者となり登校できない場合や、既往症による感染症の重篤化リスクが高いために登校を控えている場合は、次のような取組の実施をお願いします。

(1) 課題の準備・配布

当該児童生徒が授業を受ける場合と同等の学習ができるよう、学校で教科書に準拠した課題をできる限り準備・配布・評価してください。

(2) ICT活用

- ① (1)に加え、家庭状況に応じて「Web 会議システムを使用して学校の授業にリアルタイムで参加する」「録画された授業を視聴する」「学校が指定したインターネットサイトの学習教材に取り組む」など、ICTを活用した取組も実施できます。
- ② ICTの活用を希望する学校に対しては、必要な Google アカウントの配布や貸出用 Chromebook の配備等について、教育 ICT 推進課が支援を行いますので、希望する場合はご連絡ください。

授業にリアルタイムで参加する例

1 学校からの発信

校務用又は教育用 Windows PC を校内 LAN に有線で接続し、Google Meet で教室の様子を配信する。

2 児童生徒の自宅での受信

学校から貸し出す Chromebook を家庭の Wi-Fi に接続し、Google Meet で教室の様子を視聴する。場合によっては発言することも可能

録画された授業を視聴する例

1 学校

校務用又は教育用 Windows PC を校内 LAN に有線で接続し、Google Meet で教室の様子を録画する。

2 児童生徒

児童生徒は、学校から貸し出す Chromebook を家庭の Wi-Fi に接続し、Google ドライブに保存された授業動画を適宜視聴する。

4 感染に関する差別や偏見等の防止

今後、感染したりPCR検査を受けたりするために出席停止となる児童生徒が増えることが想定されます。感染者やその家族等に対する差別や偏見、誹謗中傷等は決して許されないという認識に立った指導をお願いします。

児童生徒が感染や検査で学校を休んだ場合（学級閉鎖を含む）の対応例

1 原則

特定の児童生徒やその家族等に関する感染や検査の情報は公表しません。

2 学級（学級閉鎖の場合の他学級を含む）への伝え方

児童生徒には「本人の体調不良」又は「家庭の事情」と伝え、普段の欠席者と同等の対応を行い、学級事務連絡は担任が行います。

普段から留意すること

欠席者に対する偏見・うわさ・からかい等の発生が懸念されるため、次の点にご留意のうえ、普段からご指導ください。

- ① 感染が拡大する中、誰もが感染する可能性があり、感染者に非はないこと。
- ② 感染者を責めるような行為や不確かな情報を拡散することは決して許されないこと。
- ③ 感染拡大で誰もが不安になり、恐れを抱く中で、感染者や濃厚接触者、医療従事者等に対する偏見や差別、誹謗中傷等が社会的に問題となっていること。
- ④ 自分を守るとともに、周りの人たちを守るためには、お互いのことを考え、つながり、感染拡大防止に努めることが必要であること。（具体的に何ができるか考えさせること）
- ⑤ 欠席者に対する偏見・うわさ・からかい等が発覚した場合には、立ち止まって、今の自分たちの行動が偏見や差別、誹謗中傷等になっていることを振り返るようにすること。

参考資料

- 北筑後・南筑後教育事務所「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う人権侵害の発生や拡大を防ぐための対応について Q&A集」
- 日本赤十字社「アニメ ウイルスの次にやってくるもの」（3分）
- 北九州市教育委員会「新型コロナ啓発動画アニメ 小学生編・中学生編・学校備品編」（各30秒）
- 奈良市人権政策課「コロナ差別をなくすために～今こそ思いやりの心を持とう」（3分）
- 東村山市「あなたは「コロナ差別」してませんか？」（2分）
- 静岡県くらし・環境部「新型コロナウイルス STOP！誹謗中傷アクション」（3分）

5 教職員の会議・研修

(1) 原則

- ① 自校以外の者との接触をできる限り少なくするため、原則として対面の会議・研修は行わず「Web 会議システムを使用したリアルタイムのオンライン」「オンデマンドによる動画配信」「資料配布」等によって適宜実施します。（任意の研究団体等が実施する会議・研修についても同様とします）
- ② ①に記載する Web 会議システム（Google Meet）の使用方法については、別途周知します。

(2) 対面での実施

会議や研修の内容を考慮し、対面で行う場合は、参加者同士の間隔を2メートル以上確保し、マスク着用や換気等の十分な感染対策を取って実施します。

6 教職員の服務

感染拡大の防止に係る服務の取扱いについては、市教育委員会教職員課が発出した次の通知を引き続き適用します。

* 久留米市教育委員会通知（令和2年4月15日付2教職第101号）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に係る服務の取扱いについて

7 教職員の在宅勤務

感染症に係る臨時休校中の在宅勤務については、市教育委員会教職員課が発出した次の通知を引き続き適用します。

* 久留米市教育委員会通知（令和2年4月13日付2教職第82号）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業中の在宅勤務について

また、感染拡大の防止のための臨時休校期間外の在宅勤務について、市教育委員会教職員課が発出した次の通知を適用します。

* 久留米市教育委員会通知（令和3年1月20日付2教職第2251号）

8 保護者等へのお知らせ

(1) 保護者への文書配布

この通知に併せて送信した文書「保護者の皆さまへ 新型コロナウイルス感染症についてのお知らせ」について、保護者への配布をお願いします。【別紙1】

(2) 部外者の原則立入禁止等の掲示

既に、学校の玄関等に掲示していただいている文書について、現状を踏まえた改訂版をこの通知に併せて送信しています。差し替えるなどの掲示及び周知をお願いします。【別紙2】